

## 西宮市労働相談室運営事業実施要綱

### (目的)

- 1 この要綱は、西宮市が勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、勤労者及び事業主から労働問題に関する相談に応じ、適切な助言、指導を行うことに関して必要な事項を定める。

### (実施主体等)

- 2 事業の実施主体は西宮市とし、事業の運営は、兵庫県社会保険労務士会に委託するものとする。

### (事業内容)

- 3 相談室は、次の相談業務を実施する。
  - (1) 労働条件に関すること。  
就業規則、賃金、労働時間、労働環境、解雇等
  - (2) 労働保険等に関すること。  
労災保険、雇用保険等
  - (3) 労働組合に関すること。  
労働組合の結成、労働協約、不当労働行為等
  - (4) 福利厚生制度等に関すること。
  - (5) その他労働問題に関すること。

### (適用除外)

- 4 前項の規定のかかわらず、次の各号に定める事項については、取り扱わないものとする。
  - (1) 手紙による相談。
  - (2) 裁判係争中の事案に関する相談。
  - (3) 相談事項のうち手続等の代行業務。
  - (4) 相談に関する証明書の発行。

### (相談員の配置等)

- 5 相談員は、労働問題に関し理解と熱意をもち、かつ、相談に対して総合的に対応できる相当の経験を有する者として、兵庫県社会保険労務士会から選任された者を配置する。

### (相談室の開設日等)

- 6 相談室は西宮市立勤労青少年ホーム等で実施し、開設日は兵庫県社会保険労務士会と協議のうえ決定する。

(利用資格)

7 原則として西宮市内在住又は在勤の勤労者及び市内事業所の事業主とする。

(相談費用)

8 相談費用は無料とする。

(秘密の保持)

9 相談員は、職務上知り得た秘密を契約期間中及び契約期間終了後も漏らしてはならない。

(相談簿の備付)

10 相談員は、相談事項について記録するため相談カードを作成する。

(事務局)

11 相談室の事務局は産業文化局産業部労政課において行うものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。